

保護者 各位

山梨県立甲府第一高等学校長

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止について（お知らせ）

学校における感染症が発生した場合、その蔓延を防止するため学校保健安全法第19条に基づいて「出席停止」の措置がとられます。

御子弟が下表の「学校における感染症」にかかった場合は、医師の許可が出るまで登校できません。診断された時点で速やかに学校へ連絡していただき、自宅療養してください。

また、その際は次の手続きを行ってください。

出席停止の手続きと手順

- 1 医師の診断が出たら、その旨を学校に電話連絡する。
- 2 医師の指示に従い、外出を控え治療・安静に専念する。
- 3 登校できる状態（表）になったら「学校感染症による出席停止認定願い」の感染症 証明を医師に記入していただき、登校時担任に提出する。

表 <学校における感染症>

病 名		登校できる状態
第1種（11種）		治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風 疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が、か皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結 核	病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎（はやりめ）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
	その他の感染症 例）感染性胃腸炎 溶連菌感染症など	
	*伝染性紅斑（リンゴ病）	
*手足口病		

*について山梨県では学校における感染症の取り扱いをしている